

事業推進委員会の審議内容等の取扱いについて

令和5年4月28日

地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会

1. 地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会（以下「事業推進委員会」という。）の会議は、委員会において公開することが適当であると認める場合を除き、非公開とする。
2. 事業推進委員会の会議資料及び議事概要は、原則公開とする。
ただし、次に掲げる場合であって事業推進委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。
 - 1) 公募・審査・評価に関する調査審議など公平・公正な審議に影響を及ぼすことが懸念される場合
 - 2) その他委員長が公開することが適当でない判断した場合
3. 事業推進委員会には、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ（令和5年2月8日改定 総合科学技術・イノベーション会議決定）」を推進する内閣府及び文部科学省がオブザーバとして参画できるものとする。